

勝浦市農業委員会会議録

(8月定例会)

令和元年8月6日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(401会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 吉野常男	3番 川崎清貴
4番 吉野勇孝	5番 黒川義治	6番 鈴木康弘
7番 末吉富榮	8番 酒井明	9番 渡邊薫

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第3 報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（渡邊薫） 皆さん、こんにちは。

災害級の暑さと言われる中、またお忙しい中全員の方がご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻より若干早いですが、これより会議の方を開催いたします。

○議長（渡邊薫会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、令和元年勝浦市農業委員会8月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、1番吉野茂子委員及び2番吉野常男委員を指名いたします。

よろしくお願ひします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大森の田4筆、3,473平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は譲り受けて有効利用を図りたいとし、譲渡人は譲受人の希望により譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、県道勝浦上野大多喜線と農免道路の交差点の●側●●●キロメートルから●●、●●●キロメートルの地点となります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂してい

る状況でありました。

譲受人は、自己所有地に隣接し耕作の利便性図られるため譲り受けて有効利用を図りたいとし、譲渡人は、譲受人の希望により譲りたいとして申請に至ったとのこととあります。

許可要件につきましては、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第4条は、農地の転用の制限であり、自らの農地を権利移動を伴わずに、農地以外に転用しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は名木の田、1筆、57平方メートル、精米所駐車場への転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、駐車場57平方メートルです。

既に駐車場の形態を成しており工事はないことから、資金計画は0であります。

申請理由につきましては、農地法の手続き知らずに、近所の方の要望で昭和63年頃から駐車場として貸していましたが、現在は返還され精米所の駐車場として使用しているた

め、違法転用の状態を是正するために申請がなされたものであります。

申請位置は、名木緑風苑の●側、●●●メートルの地点となります。

次に資料の3ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は名木の田、1筆、130平方メートル倉庫用地への転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、倉庫用地130平方メートルです。

既に倉庫用地の形態を成しており工事はないことから、資金計画は0であります。

申請理由につきましては、農地法の手続き知らずに、平成3年頃に商店の倉庫を建設し現在に至ることから、違法転用の状態を是正するために申請がなされたものであります。

申請位置は、名木緑風苑の●側、●●●メートルの地点となります。

次に資料の4ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は上植野の畑、2筆、48平方メートル、作業用道路用地への転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、作業用道路48平方メートルです。

既に作業用道路の形態を成しており工事はないことから、資金計画は0であります。

申請理由につきましては、昭和30年以前から自己所有山林への進入路として使用しており、幅員を広げるために平成6年に転用許可を得て隣接地の一部を拡幅しましたが、これまで使用していた進入路の手続きまでは行わなかったとのことであり、現状の違法転用の状態を是正するために申請がなされたものであります。

申請位置は、名木緑風苑の●側、●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番、2番及び3番につきまして、関連した内容となっておりますことから、1番吉野茂子委員、一括でお願いします。

○1番（吉野茂子委員） 議案第1号から第3号まで、関連していることから一括して報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を調査したところ、申請番号1番につきましては、コンクリートの駐車場が整備されており、経緯としましては、農地法の手続きを知らずに、近所の方の要望で昭和63年頃から駐車場として貸していた経緯があり、現在は返還され精米所の駐車場として使用しているというものでした。

申請番号2番につきましても、農地法の手続きを知らずに、平成3年頃に商店の倉庫の建設し、その後にコイン精米機を設置し現在に至るといふものであります。

申請番号3番は、自己所有山林への進入路として使用している作業用道路であり、昭和30年以前から使われていたとのことであります。

重機等の乗り入れのため、平成6年に農地転用の許可を得て一部拡幅を行いましたが、それまで使用していた進入路の手続きは行わなかったとのことであります。

以上のとおり、3件とも違法転用の状態であったことからこれを是正するための申請であり、申請者からは、転用についての知識がなく、自己所有地であることから手続きは必要ないと思っていた。深く反省し、今後はこのようなことが無いよう十分に気をつけますとの顛末書が提出されております。

また、現在行われている県道工事の仮設道路の一部のほか、4筆ほど適正な管理がなされていない農地がありますが、県道工事完了後及び早急に農地に復元する旨の誓約書が提出されており、県道の工事箇所以外については農地復元に向けた対応を確認しております。

については、違法転用状態の是正が図れ、復元すべき農地についても復元に向けて対応していることから、この追認申請は許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたし

ました。

次に、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の5ページをご覧ください。

議案第1号、申請番号1番、申請地は松野の田、1筆、852平方メートル、太陽光発電用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル152枚、発電出力33.0キロワット、転用の時期は許可日から令和元年12月31日で、資金計画は、借入金によるもので、保証内定通知書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は当該地に太陽光発電所を建設したいとし、譲渡人は高齢となり農業を継続する者がいないため農地を縮小するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦診療所の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性、継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

資料の6ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は上植野の畑、1筆、1,836平方メートル、太陽光発電施設に転用するための使用貸借権設定を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル360枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年9月10日から令和元年9月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、借受人は安定収入の見込める太陽光発電を計画したいとし、

貸付人は借受人に賛同するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、名木緑風苑の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成29年度後期に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別21円、税込み22.68円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性、継続性について問題はないと思われま

す。資料の7ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は宿戸の田、1筆、284平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル420枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年10月1日から令和2年1月31日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギーの導入拡大を目指す国の指針に賛同し協力したいとし、譲渡人は農業をしておらず高齢化により維持管理が難しくなったことから譲受人に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、国道297号芳賀交差点の●側、●●●キロメートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成29年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別21円、税込み22.68円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性、継続性について問題はないと思われま

す。なお、この計画は当該農地のほか、農地以外の2筆、925平方メートルと合わせて合計1,209平方メートルの計画となっております。

資料の8ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は蟹田の田、1筆、1,712平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル420枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年10月1日から令和2年1月31日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギーの導入拡大を目指す国の指針に賛同し協力したいとし、譲渡人は農業をしておらず高齢化により維持管理が難しくなったことから譲受人に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、国道297号芳賀交差点の●側、●●●キロメートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成29年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別21円、税込み22.68円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性、継続性について問題はないと思われま

す。資料の9ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は宿戸の田、1筆、848平方メートル、太陽光発電施設に転用

するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル420枚、発電出力49.9キロワット、転用の時期は令和元年9月20日から令和元年10月20日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は地球環境を考慮し二酸化炭素を発生させない発電設備として太陽光エネルギーを電気に変換する発電設備を設置したいとし、譲渡人は条件が悪く長年に亘り耕作していなかった土地なので譲受人に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、国道297号芳賀交差点の●側、●●●キロメートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性、継続性について問題はないと思われます。

なお、この計画は当該農地のほか、農地以外の1筆、1,134平方メートルと合わせて合計1,982平方メートルの計画となっております。

資料の10ページをご覧ください。

申請番号6番、申請地は守谷の田、2筆、133.24平方メートル、資材置場用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、資材置場33.24平方メートル、転用の時期は許可日から令和元年10月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は作業の効率化を図るため作業場に隣接する土地を資材置場として利用したいとし、譲渡人は譲受人の希望により譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、JR上総興津駅の●側、●●●メートルの地点となります。

資料の11ページをご覧ください。

申請番号7番、申請地は中谷の畑、1筆、153平方メートル、専用住宅用地に転用するための使用貸借権設定を目的とした申請であります。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積63.76平方メートル、延床面積62.52平方メートル、転用の時期は令和元年10月15日から令和元年12月15日で、資金計画は、自己資金及び借入金によるもので、融資証明書等により確認しております。

申請理由につきましては、借受人は一人暮らしの母親の近くに居住し母の手伝いをしたいとし、貸付人は息子に近くに住んでもらい身のまわりの手伝いをしてもらいたいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、学校給食共同調理場の●側、●●●メートルの地点となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、7番末吉富榮委員、お願いします。

○7番（末吉富榮委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月2日に譲渡人と、8月5日には譲受人と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺農地の営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号2番につきまして、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺農地の営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

先ほどの第2号議案で報告したとおり、違法転用の是正措置もなされております。

これらから、調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号3番につきまして、8番酒井明委員、お願いします。

○8番（酒井明委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月3日、申請者と面談し現地を確認したところ、長年に亘り耕作されていない荒れた

状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の農地は耕作されておらず雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号4番につきまして、4番吉野勇孝委員、お願いします。

○4番（吉野勇孝委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、長年に亘り耕作されていない荒れた状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の農地は耕作されておらず雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号5番につきまして、8番酒井明委員、お願いします。

○8番（酒井明委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月3日、申請者と面談し現地を確認したところ、長年に亘り耕作されていない荒れた状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の農地は耕作されておらず雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する

旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号6番につきまして、6番鈴木康弘委員、お願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月26日、申請者と面談し現地を確認したところ、雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、隣接する農地は耕作されておらず雨水はこれまで同様に地下浸透を計画していることから周辺への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に、申請番号7番につきまして、8番酒井明委員、お願いします。

○8番（酒井明委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月3日、申請者と面談し現地を確認したところ、宅地内庭先の家庭菜園の状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、排水は既設住宅の排水管に接続することから周辺への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号5番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号6番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号7番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の12ページになります。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知については、資料の1

3 ページになります。このたびの 8 月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は 1 件でありました。

次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、資料は、14 ページとなります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づいた農用地利用集積計画により設定された使用貸借権を解除しようとするものであり、このたびの 8 月定例会にご報告すべき当該件数は 1 件です。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 次に、日程第 4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

ご発言が無いようですので、日程第 4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、令和元年勝浦市農業委員会 8 月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 5 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和元年 8 月 6 日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
